

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成 27 年 12 月 9 日

分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 藤村 武

1 工事概要

- (1) 工 事 名 奥足川27作業道改良工事
- (2) 工事場所 高知県宿毛市小筑紫町 奥足川続山国有林1027林班
- (3) 工事内容 R. C横断溝 (30) 8.4m
袖コンクリート 3.4m³
崩土石取除 7m³
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成28年 3月18日まで
- (5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年度の四国森林管理局における土木一式工事に係るC等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定

後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。) 。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記(3)の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(5) 平成12年 4月 1日から平成27年 3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事 (同種工事については、「森林整備保全事業設計積算要領」 (平成12年 3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知) の第2に定める事業の工事として適用を受けたものに限る。以下同じ。) を施工した実績を有すること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長 (以下「森林管理局長等」という。) が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点 (以下「評定点」という。) が65点未満であるものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：林道等の開設、災害復旧又は改良工事

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成12年 4月 1日から平成27年 3月31日までの間に上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」 (昭和59年 6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知) に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成25年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

の2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。
C・D等級の者：高知県全域
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
 - ①提出期間：平成27年12月10日から平成27年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9:00～17:00（持参の場合は9:00～12:00及び13:00～17:00）まで。
 - ②場 所：〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に承諾書を添付し、持参または郵送等（配達証明のできるものに限る。）すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) (2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34

四万十森林管理署 総務グループ

電話 0880-34-3155

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

①交付・閲覧期間：公告日より入札執行日の前日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の9:00～12:00及び13:00～17:00まで。

②場 所：〒787-0004 高知県四万十市中村丸の内1707-34

四万十森林管理署 業務グループ 土木担当

電話 0880-34-3155

③その他：配付資料は無料である。

（四国森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。）

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成28年1月27日9時30分

② 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、平成28年1月27日9時30分に四万十森林管理署3階会議室にて入札。

③ 開札は、平成28年1月27日9時30分 四万十森林管理署3階会議室にて行う。

（ただし、上記①、②及び③について、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。）

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効
入札説明書の「14. 入札の無効」によるものとする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間

隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成16年7月 林野庁）による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/>)の「ホーム>公売・入札情報」の発注者綱紀保持に関するお知らせをご覧ください。